

第3期葛城市教育大綱の概要

1. 教育大綱の位置付け

この教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、葛城市の教育振興に関する総合的な方針を定めるもので、葛城市総合教育会議における協議・調整を経て策定するものです。

2. 策定期間・対象期間

策定期間 令和8年3月

対象期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間

3. 基本理念

まちづくりは人づくりから

郷土葛城市に誇りを持ち、未来に向かってたくましく生きる人づくり

葛城市教育大綱は、郷土に誇りを持ち、未来をたくましく生きる「人づくり」こそが、豊かな「まちづくり」の基盤であるという理念のもとに策定しています。

4. 基本方針

葛城市教育大綱の3つの基本方針は、子どもたちの「学びの基礎」を育む教育、その成長を支える「家庭・地域の教育力」そして人生を豊かにする「学びの循環」を通じて、未来に向かってたくましく生きる人づくりを目指します。

基本方針1 学びの基礎を育む教育

就学前から一人ひとりに寄り添った、多様で主体的な学びを育み、誰もが共に学び合える包摂的な教育を推進します。

- 就学前教育の充実
- 主体的・対話的で深い学びの充実
- 学びの多様化への対応
- 豊かな心と健やかな体の育成
- 教育DXの推進と学びを支える環境整備

基本方針2 育ちの根を支える家庭・地域の教育力

家庭と地域がつながり支え合い、すべての世代の育ちの根を支えることで、人間性の基盤となる豊かな心と社会性を育む教育を推進します。

- 家庭・地域・学校の連携
- 家庭教育への支援
- 食育を通じた健康促進と家庭・地域との連携
- 安全安心で質の高い教育環境の整備と児童生徒等の安全確保
- 規範意識の醸成と規律ある生活習慣の確立

基本方針3 人生を豊かにする学びの循環

生涯にわたる学びとスポーツを通して、学び続ける力を育み、自己実現と共生のある豊かな人生を支え、心身の健康と生きがいを実感できるウェルビーイングの向上を目指します。

- 豊かな葛城市の歴史・文化の継承
- 生涯学習による豊かな心の涵養、学び続ける力への支援
- スポーツを通じた体と心の健康増進
- 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- 互いに認め合い、共に支え合う共生社会の実現

5. 教育大綱の推進方針

- 第3期教育大綱においては、葛城市第3次総合計画との整合性を確保しつつ、基本理念に基づく基本方針に即した施策を総合的かつ一体的に推進する体制を確立いたします。
- 基本方針の着実な実現に向け、毎年度「総合教育会議」において進捗状況を点検・確認し、必要に応じて適切な見直しを行う仕組みを整備するとともに、社会情勢の変化に対応し得る柔軟かつ持続的な運用を図ります。